一般社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課長 (公印省略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について (一部改正)」について (通知)

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部(局)長宛通知しましたので、御了知の上、貴下団体会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

感感発 1113 第 1 号 令和 7 年 11 月 13 日

> 厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

薬剤耐性緑膿菌感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日付け健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項及び第14条第2項の規定に基づく届出の基準等をお示ししているところですが、今般、第11回厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性(AMR)に関する小委員会及び第96回厚生科学審議会感染症部会において、当該感染症の指定届出機関における届出数が減少していること等を踏まえ、全数把握疾患とすることや届出基準の見直し等について了承いただいたところです。

このことを踏まえ、届出通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月6日から適用することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第6の以下について、 次の改正を行うもの。

- ・薬剤耐性緑膿菌感染症を全数把握疾患とし、名称及び届出のために必要な検査所見 を変更した。
- ・届出様式(全数)別記様式5-25を新たに追加し、届出様式(基幹定点)別記様式6-6(3)を削除した。
- ・その他所要の措置を講じた。

2 適用日

令和8年4月6日から適用する。

【連絡先】

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後 現行

別紙

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第 $1 \sim 5$ (略)

第6 五類感染症

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 多剤耐性緑膿菌感染症
- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 届出基準

ア 患者(確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、 (2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見か ら多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に 掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症患者と診断した 場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行 わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区 分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用い ること。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、 (2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見 から、多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左 欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症により死亡 したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出 を7日以内に行わなければならない。

別紙

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第 $1 \sim 5$ (略)

第6 五類感染症

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 薬剤耐性緑膿菌感染症
- $(1) \sim (2)$ (略)
- (3) 届出基準

ア 患者(確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、 (2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見か ら薬剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に 掲げる検査方法により、薬剤耐性緑膿菌感染症患者と診断した 場合には、法第14条第2項の規定による届出を月単位で、翌 月の初日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区 分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用い ること。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、

(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見 から、薬剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左 欄に掲げる検査方法により、薬剤耐性緑膿菌感染症により死亡 したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出 を月単位で、翌月の初日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以	血液、腹水、胸水、
下の3つの条件を全て満たした場合	髄液、その他の通常
ア イミペネムのM I Cが <u>8 μ g/mL</u> 以上又	無菌的であるべき検
は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直	体
径が <u>15</u> mm以下 <u>、もしくは、メロペネム</u>	
のMICが8μg/mL以上又は、感受性デ	
<u>ィスク(KB)の阻止円の直径が15㎜以</u>	
<u>下</u>	
イ アミカシンの <u>MΙC</u> が32 <u>μg/mL</u> 以上	
又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の	
直径が14㎜以下	
ウ シプロフロキサシンの $M I C$ が $2 μ$	
<u>g/mL</u> 以上又は、感受性ディスク(KB)の	
阻止円の直径が <u>18</u> mm以下 <u>、もしくは、</u>	
レボフロキサシンのMΙCが4μg/mL以	
上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円	
<u>の直径が14mm以下</u>	
分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以	喀痰、膿、尿 <u>、</u> その
下の3つの条件を全て満たし、かつ、分離	他の通常無菌的では
菌が感染症の原因菌と判定された場合	ない検体
ア イミペネムの <u>MΙC</u> が <u>8μg/mL</u> 以上又	
は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直	
径が <u>15</u> mm以下、 <u>もしくは、メロペネム</u>	

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出のために必要な検査所見

4) 周山りために必要な快重別兄	
検査方法	検査材料
分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たした場合アイミペネムのMIC値が <u>16μg/ml</u> 以上又は、 <u>イミペネムの</u> 感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が13mm以下 イアミカシンのMIC値が32μg/ml以上又は、アミカシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下ウシプロフロキサシンのMIC値が4μg/ml以上又は、シプロフロキサシンの感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が	血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体
15mm以下	喀痰、膿、尿その他 の通常無菌的ではな い検体

 $OMICが8\mu g/m$ 以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下

- イ アミカシンの \underline{MIC} が32 $\underline{\mu g/mL}$ 以上 又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の 直径が14 \underline{mm} 以下
- ウ シプロフロキサシンのMICが<u>2μ</u>g/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が<u>18</u>mm以下<u>、もしくは、レボフロキサシンのMICが4μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円</u>の直径が14mm以下

(削る)

- イ アミカシンの $\underline{MIC値}$ が32 $\underline{\mu g/ml}$ 以上又は、 $\underline{r \in D}$ シンの感受性ディスク (KB)の阻止円の直径が14 \underline{mm} 以下
- ウ シプロフロキサシンのMIC値が 4μ g/ml以上又は、 $\underline{$ シプロフロキサシンの 感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が 15mm以下

(※) イミペネム以外のカルバペネム系薬 剤により検査を実施した場合は、その検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとする。イミペネムによる検査と、その他のカルバペネム系薬剤による検査を実施した場合には、いずれかの薬剤の検査により耐性の結果が得られた場合も判断基準のアを満たすものとし、その検査方法を届出のために必要な検査方法とする。

また、シプロフロキサシン以外のフル オロキノロン系薬剤により検査を実施し た場合は、その検査により耐性が得られ た場合も判断基準のウを満たすものとす る。シプロフロキサシンによる検査と、 その他のフルオロキノロン系薬剤による

第7 (略)

届出様式(全数)

別記様式1-1~5-24 (略)

別記様式5-25

別記様式5-25

多剤耐性緑膿菌感染症発生届

都道府県知事 (保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日 従事する病院・診療所の名称 上記病院・診療所の所在地(※) <u>上記明時、砂塩のW/M w で いい</u>
電話番号(※) () - (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の類型 患者(確定例)・感染症死亡者の死体 2 性 別 3 診断時の年齢 (0歳は月齢) 男 ・ 女 歳 (か月)

4	· 尿路感染症 · 肺炎 (呼	TERRITO (Auch.)		1 1 感染原因・感染経路・感染地域	
	・水路忽樂証 ・肺炎 (呼 ・胆道核染症 ・腹瞳炎		ummers of	① 感染質因・感染経路 (確定・推定)	
症	· 胆道恐樂症 · 腱膜炎 · 血流感染症 · 豬罐※	・皮膚・軟部柱	構芯架症	C BONDAIN BONDER (PERC 7ERC)	
	・その他(,	1 以前からの保菌(保薬部位:)	
状	· 七0/18(,	A SAND SOURCE (MEMBER .	
	通常無菌的であるべき検	体からの分離・	同定による	2 院内感染(保菌も含めた患者数など感染伝播の状況:	
	購萬の検出及び分離菌の	0以下3項目の	薬剤耐性の砂		
	12 -			·	
	(1) イミペネムまたは	メロベネム		3 医療器量関連感染(中心静脈カテーテル・尿路カテーテル・	
	(2) アミカシン			人工呼吸器・その他(
	(3) シブロフロキサシ	ハキたけしボ	フロキサシン		_
	(0,), , , , , ,	2 8/2/8/2/11.2		"	
	検体:血液・腹水・胸水	- 88:35		4 手術館位感染 (手術手技·	
5	その他(· BUIL	1	4 于附即位恐架(于附于技:	
5	(O)E		,	7.0% (
診				5 その他(
断	 通常無菌的ではない検体 	4.5 m/\#.m	ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا	t manual community	
方	南の検出、分離南の以下:			CHECKER (HEAL HEAL)	
法					
144	分離菌が感染症の起因菌		引走:	2 国外(国	
	(1) イミペネムまたは	シロヘイム		詳細地域)	
	(2) アミカシン				
	(3) シブロフロキサシ	ンまたはレホン	フロキサシン		
				有りの場合	
	検体:喀痰・膿・尿			1 渡航先 (国)	
	その他()		1
				2 海外での医療機関の受診歴 (有 ・ 無)	1
				有りの場合	_
6		令和 年	月 日	受診した国名(国)	
7	診断(検案(※))年月日	令和 年	月 日	入院歴(有・無)	
	感染したと推定される年月日		月 日		
9	発病年月日(*)	令和 年	月 日		
10	死亡年月日(※)	令和 年	月 日		

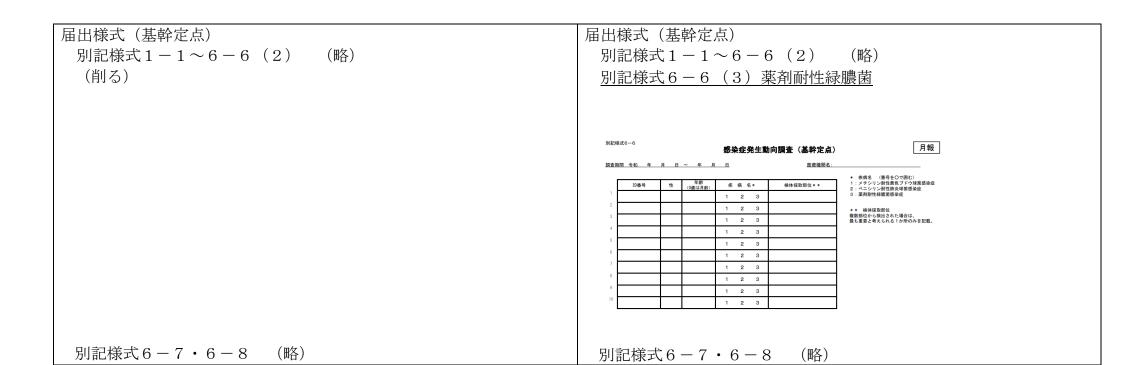
(1. 2. 4. 5及び11欄においては該当する番号等を○で囲み、3及び6から10までの欄においては年齢又は年月日を

試験を実施した場合には、いずれかの薬 剤の検査により耐性の結果が得られた場 合も判断基準のウを満たすものとし、そ の検査方法を届出のために必要な検査方 法とする。

第7 (略)

届出様式(全数) 別記様式 $1-1\sim5-24$ (略) (新設)

^{(1. 2. 4. 5} 及び II 棚においては底曲する番号等をして燃み、: 記入すること。 (※) 棚は、死亡者を検索した場合のか起入すること。 (*) 棚は、患者(確定例)を診断した場合のみ起入すること。 4 及び5 棚においては、該当するもの全てを記載すること。)



| この届出は診断から7日以内に行ってください

多剤耐性緑膿菌感染症発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項(同条第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

			<u>報告年月日</u>	令和	年	<u>月</u>	E
医師の氏名							
従事する病院・診療所	の名称						
上記病院・診療所の所	在地(※)						
電話番号(※)	()	_				

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1	診断	(検案)	した者	(死体)	の類型		
•	患者(確定例)	· 感	染症死亡	者の死体		

2 性 別	3 診断時の年齢 (0歳は月齢)
男・女	歳(か月)

4	 • 尿路感染症 • 肺炎(呼	15.空成处。	亡)			1 1 感染原因・感染経路・感染地域
				do est a to		① 感染原因・感染経路 (確定・推定)
症	・胆道感染症・腹膜炎	・皮膚・	軟部組織	載 感染	涯	
	・血流感染症・髄膜炎					
状	・その他()	1 以前からの保菌(保菌部位:
1/\	>= >! (- d+ // - / - 2 >) - / A				/-	
	・ 通常無菌的であるべき検					2 院内感染(保菌も含めた患者数など感染伝播の状況:
	膿菌の検出及び分離菌の	以下3項	頁目の薬	逐剂耐力	生の確)
	認:					
	(1) イミペネムまたは	メロペネ	ム			3 医療器具関連感染(中心静脈カテーテル・尿路カテーテル・
	(2) アミカシン					人工呼吸器・その他(
	(3) シプロフロキサシ	ンキたけ	しボフ	ロキサ	ردرد	
	(0)))]] ())	J 6/2/6		- , ,))
		四大:大				
	検体:血液・腹水・胸水	* 100/10			,	4 手術部位感染(手術手技:
5	その他())
						5 その他()
診						
断	・ 通常無菌的ではない検体	からの分	離・同分	によっ	る緑膿	②感染地域 (確定・推定)
方	菌の検出、分離菌の以下で	3項目の	東 利 耐 体 薬	‡の確	忍及び	1 日本国内(都道府県市区町村)
法	分離菌が感染症の起因菌					2 国外 (国
	(1) イミペネムまたは			Λ <u>.</u> .		
	. ,	ノロハイ	-12			詳細地域
	(2) アミカシン					
	(3) シプロフロキサシ	ンまたは	レホフ	ロキサ	シン	③90日以内の海外渡航歴(有・無)
						<u>有りの場合</u>
	検体:喀痰・膿・尿					1 渡航先(国)
	その他()	
						2 海外での医療機関の受診歴(有 ・ 無)
						有りの場合
6		令和	年	月		<u> </u>
						受診した国名(国)
	診断(検案(※))年月日	令和	年	月	日	入院歴(有・無)
	感染したと推定される年月日		年 ·	月	日	
1	発病年月日(*)	令和	年	月	日	
10	死亡年月日(※)	令和	年	月	日	

- (1, 2, 4, 5 及び 11 欄においては該当する番号等をOで囲み、3 及び 6 から 10 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。
- (※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
- (*) 欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。
- 4及び5欄においては、該当するもの全てを記載すること。)